

医 薬 第 1 5 号
令 和 3 年 4 月 7 日

別紙関係団体の長 殿

岡山県保健福祉部長

病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における
覚醒剤原料取扱いの手引きについて（周知依頼）

薬事行政の推進につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月1日に改正覚醒剤取締法が施行され、覚醒剤原料の取扱いが一部変更になり、令和2年12月25日に申請書等の押印の義務付けが廃止されたことを受けて、「病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚醒剤原料取扱いの手引き」を別添のとおり作成しましたので、貴会員への周知方よろしくをお願いします。

なお、本手引きは医薬安全課ホームページ、本通知は岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ（下記アドレス参照）に掲載しておりますので、念のため申し添えます。

記

- ・ 医薬安全課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/page/654718.html>
- ・ 岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ
<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

(別紙関係団体)

(公社)岡山県医師会

(一社)岡山県歯科医師会

(公社)岡山県獣医師会

(一社)岡山県薬剤師会

(一社)岡山県病院協会

岡山県病院薬剤師会